

政府保有施設等における太陽光発電設備の導入促進について

令和 6 年 10 月 31 日
環 境 省

1. 経緯

- 令和 6 年 3 月 25 日に「第 2 回公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を開催し、令和 5 年度の政府実行計画実施状況調査（以下「実施状況調査」という。）の結果を踏まえ、府省庁ごとに目標を設定したところ。（参考 1）
- また、上記の目標を含め、「地方公共団体が保有する施設における導入目標（約 4.82GW）」及び「その他追加的な取組」により、合計で 2030 年度までに公共部門で 6.0GW の導入を目指すこととした。
- 上記の目標達成に向け、各府省庁においては、太陽光発電の導入に関する整備計画を定めたところ。各府省庁は、太陽光発電整備計画の実施状況の点検を行い、必要に応じ計画の見直しを行うものとし、連絡会議において、各府省庁の点検結果や計画の見直しの内容をとりまとめ、政府全体の目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ、PDCA を回すこととしている。（参考 2）

2. 目標達成に向けた取組のお願い

- 各府省庁における導入候補箇所の精緻化等を踏まえ、工程表や導入計画等の見直しを行い、今年度末にかけて整備計画の更なる具体化をお願いしたい。
- 各府省庁において具体化された内容については、今年度末を目途に環境省においてとりまとめ、連絡会議において政府全体の目標達成に向けた進捗状況を確認し、次年度以降の取組につなげる。
- また、整備計画に基づく導入を着実に進めていくため、必要な予算の確保と執行段階での重点化等の配慮、地方支分部局における導入促進の働きかけを引き続きお願いしたい。

3. その他の追加的な取組

- その他の追加的な取組については、連絡会議において、
 - ① 既判定施設等（政府）における追加的なポテンシャルの再検討
 - ② 独立行政法人等のポテンシャルの把握と目標への参入
 - ③ 更なるポテンシャルの継続的な把握を実施することとした。（参考 3）
- 令和 6 年 9 月 12 日に令和 6 年度の実施状況調査を発出したところ。当該調査結果を踏まえ、昨年度調査において簡易判定で C 判定となっている施設について、追加的に A 又は B 判定となるものがないか、改めて検討いただきたい。【①関係】
- また、今年度の実施状況調査より独立行政法人等に対しても太陽光発電の導入ポテンシャル調査を実施しているところ。所管する独立行政法人に対して調査への積極的な協力を依頼するとともに、調査結果を踏まえた導入目標（容量ベース）の設定を促していただきたい。【②関係】
- 今後、関係省庁と連携して、国、地方公共団体又は独立行政法人が管理する公有地等（特にこれまで連絡会議において目標設定を行っていない分野。）において、太陽光発電の導入ポ

テンシャルの深掘りや更なる導入を進めたいと考えている。関係省庁におけるこれまでの取組状況を踏まえつつ、知見の共有、情報発信等連携協力のあり方について相談させていただきたい。【③関係】

○各府省庁における太陽光発電の導入ポテンシャルと導入目標

府省庁名	設置件数ベース			設備容量ベース			【参考】太陽光発電の導入ポテンシャル (2021年度までの実績+2022年度実績 +新規導入ポテンシャル+2023年度設 置のC判定)	
	設置件数A (2021年度までの実績 +2022年度新規設置 +2023年度新規設 置・設置見込み)	導入目標B (導入ポテンシャル× 50%)	導入割合 =A÷B (導入目標に対する設 置件数の割合)	設備容量C (2022年度新規導入 +2023年度新規導 入・導入見込み)	導入目標D (導入ポテンシャル× 50%-設置状況 (2021年度までの実 績)) ()は導入ポテンシャルの 50%を超えて導入済みの 設備容量	導入割合 =C÷D (導入目標に対する 2022年度以降に導入 された設備容量の割 合)	設置件数	設備容量
	(件)	(件)	(%)	(kW)	(kW)	(%)		
内閣官房	3	3	100%	0	(209)	(※1)	5	476
内閣法制局	-	-	-	-	-	-	-	-
人事院	0	1	0%	0	126	0.0%	2	252
内閣府	11	10	110%	10	46.0	20.8%	19	566
宮内庁	13	16	81%	21	50.1	4.2%	31	1,322
公正取引委員会	-	-	-	-	-	-	-	-
警察庁	18	24	75%	30	1,231	2.4%	48	3,056
個人情報保護委員会	-	-	-	-	-	-	-	-
カジノ管理委員会	-	-	-	-	-	-	-	-
金融庁	-	-	-	-	-	-	-	-
消費者庁	-	-	-	-	-	-	-	-
デジタル庁	-	-	-	-	-	-	-	-
復興庁	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	4	6(※5)	(※5)	0	118(※5)	(※5)	6	118
法務省(※3)	187	285	66%	361	9,257	3.9%	569	26,389
外務省	6	4	150%	0	60	0.0%	7	440
財務省	246	665	37%	257	15,027	1.7%	1,329	36,473
文部科学省	1	1	100%	0	(41)	(※1)	1	82
厚生労働省	129	552	23%	72	17,163	0.4%	1,104	38,182
農林水産省	11	124	9%	0	4,072	0.0%	247	8,366
経済産業省	4	3	133%	0	(30)	(※1)	6	470
国土交通省(※4)	180	440	41%	60	8,800	0.7%	880	22,200
環境省	114	130	88%	56	1,376	4.1%	260	4,782
防衛省	(※2)	(※2)	(※2)	(※2)	(※2)	(※2)	(※2)	(※2)
会計検査院	2	1	200%	0	(25)	(※1)	2	50
政府全体	929(※2)	2,265(※2)	41.0%(※2)	867(※2)	57,473(※2)	1.5%(※2)	4,516(※2)	143,222(※2)
内閣官房・内閣府	14	13	107.7%	10	-	-	24	1,042

・建築物・敷地を保有していない府省庁については、各項目を「-」としている。

・内閣府の「太陽光発電の導入ポテンシャル」及び「導入目標」は、建設中の庁舎の新規導入分を含む。

・設置件数ベースの導入割合については、導入目標に対する設置件数の割合。

(※1)：2021年度実績で全体ポテンシャルの50%を超えて導入済みの場合、目標が設定されないため、導入割合も計算されない。

(※2)：防衛省は全国の駐屯地・基地等を対象に、自衛隊施設の集約・建替え等、既存施設の更新に係る計画（マスタープラン）を作成しているところであり、計画ができたものから順次検討予定。なお、政府全体の設置可能な建築物・敷地に対する導入割合、太陽光発電の導入ポテンシャル、導入目標は防衛省を除いた値。

(※3)：法務省の「太陽光発電の導入ポテンシャル」及び「導入目標」は、今般、具体的な導入目標及び太陽光整備計画を策定するに当たって、矯正施設におけるセキュリティ対策等の観点からの支障の有無等を踏まえて算出したもの。また、同省の「太陽光発電の設置状況（2023年度新規導入実績・導入見込み）」は精査中。

(※4)：国土交通省においては、対象となる建築物、敷地がFU調査ベースで、約5,000件あり、2030年度に向けて、ポテンシャルを精査していくが、対象となる施設が非常に多く、現時点では、精査が困難なことから、概算の数値での算出となっている。

○規制改革実施計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）（抜粋）

(5)国や地方公共団体が所有する公共施設における再生可能エネルギーの推進

No.	事項名	規制改革の内容	
30	再生可能エネルギーの促進に係る、地球温暖化対策の推進に関する法律上の公共部門の率先実行の P D C A の改善	「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」（令和 3 年 10 月 22 日公表）における 2030 年度の太陽光発電の導入見込みにおいて、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく政府実行計画等に基づき、公共部門が率先して実行」することで 6.0GW（以下「GW導入目標」という。）分の導入が見込まれているが、その達成に向けて着実に P D C A を回していくために、以下の措置を講ずる。	
規制改革の内容		実施時期	所管府省
a	環境省は、各省庁及び地方公共団体に対して行うフォローアップ調査や施行状況調査等を通じて、施設の種別等に応じて太陽光発電の k W ベースでの導入実績及び 2030 年度の導入見通しの把握を実施する。また、把握した地方公共団体の施設種別の導入実績・導入見通しは、各省庁に共有する。	令和 4 年度措置、以降毎年度実施	環境省
b	環境省及びその他各省庁は、a において把握した国及び地方公共団体における導入見通しの総計と GW 導入目標との整合性を踏まえて、施設種別に、k W ベースでの 2030 年度の主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入目標を策定し、GW 導入目標の達成に向けた P D C A を回す仕組みを構築する。	a を踏まえて、令和 5 年上期措置	環境省 その他全省庁
c	関係省庁は、所管する行政分野に関する事務を担当する地方公共団体の各部局に対して、地方公共団体が所有する公共施設（敷地を含む）において主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入が進むよう支援や助言、情報提供等を実施する。	順次措置	警察庁 総務省（消防庁） 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 環境省
d	環境省は、各省庁に対して行うフォローアップ調査等を通じて、各省庁が把握するよう努めた独立行政法人等の計画策定状況及び k W ベースの導入実績について取りまとめ、その状況を公表する。また、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに「国・地方公共団体以外の公的機関の率先実行の促進」に関する記載を追加しており、さらに、施行状況調査に地方独立行政法人の計画策定等に関する設問を追加し、結果を取りまとめて公表する。	令和 5 年上期措置	環境省
e	環境省は、低炭素社会実行計画等を策定している特殊法人であったとしても、当該法人が策定する同計画に、政府実行計画に定められた各種目標が内包されていない場合には、政府実行計画に準じた計画の策定を当該特殊法人に促すとともに、政府実行計画に準じた計画の策定が適当でない場合はその理由を把握する等の取組を各省庁に対して依頼する。	令和 4 年度措置	環境省

○規制改革実施計画（令和５年６月１６日閣議決定）（抜粋）

<グリーン分野>(6)その他

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
79	再生可能エネルギーの促進に係る、地球温暖化対策の推進に関する法律上の公共部門の率先実行のPDCAの改善	「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」（令和３年１０月２２日公表）における2030年度の太陽光発電の導入見込みにおいて、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく政府実行計画等に基づき、公共部門が率先して実行」することで6.0GW（以下「GW導入目標」という。）分の導入が見込まれているが、環境省及びその他各府省庁は、GW導入目標の達成に向けたPDCAを回す仕組みとして連絡会議を設置し、当該連絡会議を活用して、施設種別のkWベースでの2030年度の主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入目標の策定・精緻化も含め、GW導入目標の着実な達成に向けて適切に調整を行うなど必要な措置を講ずる。	令和５年上期措置、以降順次措置	環境省 内閣官房 内閣府 宮内庁 警察庁 こども家庭庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 防衛省 人事院 会計検査院※ ※内閣から独立した機関であるが、趣旨を踏まえ、オブザーバーとして参加している。

○公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議（第2回）資料2－1（令和6年3月25日）（抜粋）

2. 導入ポテンシャルの把握に関する追加的な取組（1. ③）

（1）既判定施設等（政府）における追加的なポテンシャルの再検討

簡易判定で現在C判定（技術的要因その他の要因により設置可能性が低い）となっている施設に関し、判定時に耐震対策未実施の建築物だったが耐震工事を行うことにより新耐震基準を満たすこととなった等により2030年度までに設置可能となるような場合について、追加的なポテンシャルとして深掘りを行う。

（2）独立行政法人等のポテンシャルの把握と目標への算入

独立行政法人等については、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）において、「所管の政府関係機関及び関係団体、地方公共団体等においてもこの計画の趣旨を踏まえた率先的な取組が行われることを期待し、本計画の周知を図る」こと、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和4年5月27日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）において、「各府省庁は、所管する独立行政法人、特殊法人及び国立大学法人に対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促す」とともに、「これらの法人において計画を策定していない場合にはその理由を把握するよう努める」こととされている。

現在、独立行政法人等については、政府実行計画の実施状況調査とあわせ、温室効果ガスの排出の削減等のための計画の策定状況等（太陽光発電設備の設置状況、導入目標の策定状況を含む。）を調査し、その結果を取りまとめて地球温暖化対策推進本部幹事会に報告しているところ、今後は、所管府省庁から太陽光発電のポテンシャルの調査や導入目標の設定を促しつつ、その把握に努め、公共部門におけるポテンシャルや導入目標に算入することとする。

なお、特殊法人（特殊会社含む）については、会社法上の株式会社形態をとるものも多いこと、業務の性格も法人ごとに多様であること、業務運営における法人の裁量と国の関与の程度も法人ごとに多様であること、既に法人として温室効果ガスの削減目標等を掲げて取り組んでいるものもあることなどから、引き続き所管府省庁において計画策定等の取組を促し、実績把握に努めることとし、ここでの公共部門としての導入目標には算入しない。

（3）更なるポテンシャルの継続的な把握

（1）、（2）にとどまらず、更なる太陽光発電の導入ポテンシャルについて継続的にその把握に努め、公共部門におけるポテンシャルに算入することとする。